

## 石岡地域医療計画改定（案）パブリックコメント実施結果

- 1 実施期間：令和4年3月18日（金）～同月31日（木）
- 2 提出方法：電子申請・ご意見箱への投函・郵送・FAX・電子メール
- 3 提出件数：2件（電子メール）
- 4 意見書に対する回答

番号	意見の概要	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 石岡地域医療計画改定（案）は、非常に手際よくまとめられ、分かりやすいです。</li> <li>• 医療ニーズの把握、分娩できる施設の開設や入院できる小児科、在宅医療、訪問看護の充実、医療機関へのアクセス向上を望みます。</li> <li>• 行政の果たす役割として、①体制の維持、②体制の発展、③人材の育成、④医療ニーズの把握と情報発信は大変重要ですが、中でも④の医療ニーズの把握と情報発信、情報の受発信システムの構築が急務で、特に地域医療の広報は、市民に共有すべき重要情報です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分娩施設の開設や入院できる小児科、在宅医療、訪問看護の充実、交通手段に対する取り組みについては、石岡地域医療計画改定（案）の第4章に例示した対策の検討を進めてまいります。</li> <li>• 地域医療に係る情報発信については、これまで市の広報紙やホームページを活用してまいりましたが、今後は、他の広報手段の検討や広報紙への連載等、より丁寧な情報発信に努めてまいります。 また、地域医療に関する意見交換の場については、既存の組織の活用のほか、今後、市としてどのような取り組みができるか検討してまいります。 なお、今年度は、市民の皆様から地域医療に係るご意見をいただけるよう、石岡市ホームページに「ご意見箱」を常設する予定であり、現在、設置に向けて準備を進めております。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 石岡地域医療計画改定（案）は、新型コロナウイルス感染症に関することや、受療動向に関するデータのアップデートなど、見やすく改定されています。しかし、医療対策については、改定前の計画の方がより具体的です。</li> <li>• 改定前の計画に記載のあった「3市が抱える医療状況の課題解決のために本計画を策定したこと」、「医療体制の再構築を行う主体」について記載すべきです。 また、計画の実効性を確保するため、必要な医療対策のタイムフレームや活動内容、主体等について記載すべきです。さらに、高齢化に関し、人口動態などのシミュレーションを用いた計画案を要望します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「3市が抱える医療状況の課題解決のために本計画を策定したこと」及び「医療体制の再構築を行う主体」については、ご意見をいただいたとおり記載することとします。</li> <li>• 必要な医療対策については、取り組む時期等を固定せず、石岡市医師会、医療機関及び行政が各々の状況を踏まえつつ、実現可能なものから順次取り組むこととします。 また、高齢化に関する取り組みは、石岡地域医療計画改定（案）の第2章や資料編に記載の令和3年度石岡地域医療需要動向調査の第2章の将来予測等をふまえて、改定（案）第4章に、必要な医療対策として、病床機能の転換、在宅診療や訪問看護の充実等を記載しております。</li> </ul>